

老朽化護岸等対策事業の実施について

H28年頃、終了

【目的】

河川堤防は、治水の根幹をなす施設であり、その機能の保全は、府民の「安全・安心」を確保するために必要不可欠である。しかし、建設から既に 50 年以上が経過し、著しい老朽化のため、局部的な補修では対応できないものがある。これらの局部的な補修で対応できない堤防について、区間を定めて抜本的に改築（堤防補強、河床低下、老朽化護岸）を行うことにより、浸水被害を未然に防止するものである。

【対策内容】

堤防補強（浸透機能不良対策）

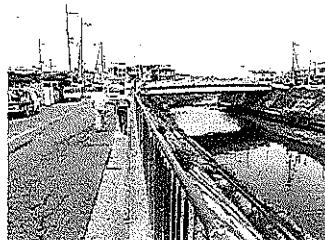
一級河川及び二級河川の堤防において、洪水時の降雨及び河川水の浸透により堤防が、不安定となる恐れのある土堤等の重点区間（24河川 120km）の絞り込みを行い、国のガイドラインに基づき、点検を実施した結果、約 6 割が浸透機能不全と判明。（18「18」河川：檜尾川、女瀬川、水無瀬川、芥川、安威川、糸田川、正雀川、天野川、穂谷川、船橋川、石川、梅川、飛鳥川、石津川、大津川、牛滝川、横尾川、男里川）

緊急性のある 2 河川（船橋川、女瀬川）については、平成 19 年度から対策工事に着手している。

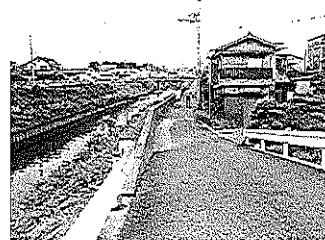
国のがいドラインでは、ブロック護岸の浸透機能を土堤として評価しているため、府独自の堤防点検マニュアル（平成 20 年 3 月策定）に基づき、安全度の詳細調査を行い、地先の危険度などを勘案のうえ、漏水痕跡の見られた箇所について対策を実施する。

（18 河川：檜尾川、女瀬川、水無瀬川、芥川、安威川、糸田川、正雀川、天野川、穂谷川、船橋川、石川、梅川、飛鳥川、石津川、大津川、牛滝川、横尾川、男里川）

石津川（神石橋下流右岸：堤防補強）



石津川（下田橋下流左岸：堤防補強）



河床低下

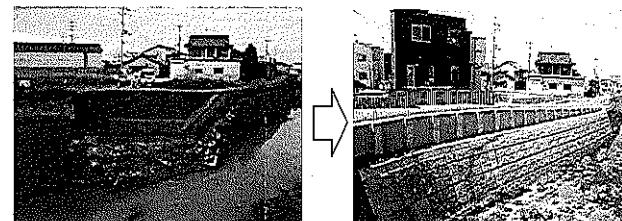
毎年、2 月上旬に実施している河川巡視点検の結果、河床の異常洗掘により河床低下が著しく、護岸の根入れ不足から護岸崩壊の恐れがある河川が判明。（13「9」河川：高川、兎川、余野川、安威川、糸田川、佐野川、石津川、櫻井川、恩智川、平野川、神崎川、西島川、木津川）

河床低下による護岸崩壊の危険性が高い河川（約 1m 以上の河床洗掘）の調査を実施し、地先の危険度などを勘案のうえ、対策区間及び対策工法を決定する。

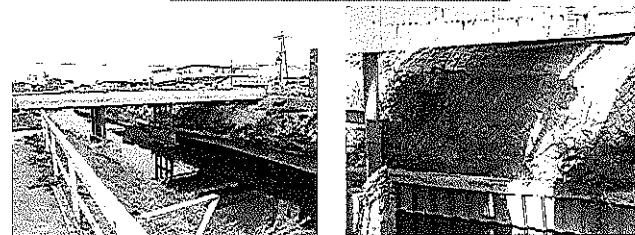
H25 工事実施河川 6 河川（船橋川、天野川、東除川、西除川、石津川、松尾川）

H26 工事予定河川 7 河川（天竺川、箕面川、船橋川、東除川、西除川、石津川、松尾川）

和田川（草部橋下流：河床低下）



石津川（平岡大橋下流：河床低下）



老朽化護岸

毎年、2 月上旬に実施している河川巡視点検の結果、護岸の老朽化による堤防崩壊の恐れがある河川が判明。（13「9」河川：高川、兎川、余野川、安威川、糸田川、佐野川、石津川、櫻井川、恩智川、平野川、神崎川、西島川、木津川）

また、緊急性のある 2 河川（石津川、平野川）については、平成 20 年度より工事を実施している。

護岸の老朽化については、コンクリートブロック護岸のクラック調査や堤防天端の空洞調査などにより、護岸崩壊の危険性が高い河川の調査を実施し、地先の危険度などを勘案のうえ、対策区間及び対策工法を決定する。

H25 工事実施河川 5 河川（安威川、糸田川、石津川、佐野川、神崎川）

H26 工事予定河川 6 河川（兎川、安威川、糸田川、石津川、平野川、神崎川、恩智川）

石津川（大黒橋上流左岸：老朽化護岸）



平野川（市町橋上流：老朽化護岸）

